

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規則	ページ
○単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則(八二・人事課)	1
訓令	
○単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(八・人事課)	1

規 則

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十二号

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則

単純労務の職員の給与の基準を定める規則(昭和三十二年秋田県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当は、民間」を「地域手当は、当該地域」に、「賃金、物価及び生計費が特に高い」を「民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別に定める」に改める。

第四条の二第二項中「秋田県企業局企業職員給与規程」を「秋田県企業職員給与規程」に改める。

第九条第二項中「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第二十一条第五項」を「第二十一条第四項」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

訓 令

秋田県訓令第八号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令
単純労務の職員の給与に関する規程(昭和四十年秋田県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「給与」を「給与等」に改める。

第一条中「以下「給与条列」という。」を削り、「支給」の下に「並びに退職手当の基準その他退職手当の支給」を加える。

第五条の見出し中「再任用職員」の下に「等」を加え、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に、「給与条列」を「一般職の職員の給与に関する条列」に改める。

第六条第一項中「現業職員の」の下に「初任給、」を、「前条」の下に「まで及び次項」を加え、同条第二項中「給料月額」の決定に当たって用いる特定級は六級とし、「特定号給表」を「号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する」に、「特定号給表」を「昇格時号給対応表の昇格後の号給欄」に改める。

第八条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第九条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第二項の表早出勤手当の項を削り、同表農用機械機具操作手当の項中「秋田県立大学短期大学部」を「農林水産技術センター」に、「農業試験場、果樹試験場、」を「又は」に改め、「畜産試験場又は森林技術センター」を削り、同表廃鶏処理作業手当の項中「秋田県立大学短期大学部又は畜産試験場」を「農林水産技術センター」に、「学長又は場長」を「所長」に改め、同表公用自動車整備管理業務手当の項中「再任用短時間勤務職員」

を「短時間勤務職員」に改め、「(以下「一般職員の例による額」という。)」を削り、同表特殊自動車運転手当の項中「若しくは河川パトロールカー」を、「河川パトロールカー若しくはダム管理事務所警報車」に改め、同表ダム管理・建設業務手当の項を削り、本則に次の一条を加える。

(退職手当)

第十條 現業職員が退職した場合に支給する退職手当の基準は、一般職員が退職した場合に支給する退職手当と同等であることとする。

2 現業職員が退職した場合に支給する退職手当の額及び支給方法については、次項に規定するもののほか、職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の規定を準用する。

3 退職した者に対する退職手当の調整額の計算については、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに、次の各号に掲げるその者の基礎在職期間に含まれる時期の区分に応じ当該各号に定める表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる現業職員の区分に属していたものとして、職員の退職手当に関する条例第六条の四(第三項を除く。)の規定を準用する。

一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における現業職員の区分

第五号区分	平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に おいて適用されていた給料表の適用を受けていた者(以下 「旧給料表適用者」という。)でその属する職務の級が七 級であつたもの(車両長の職にあつた期間に限る。)
第六号区分	一 旧給料表適用者でその属する職務の級が七級であつた もの(第五号区分に掲げる者を除く。) 二 旧給料表適用者でその属する職務の級が六級であつた もの
第七号区分	一 旧給料表適用者でその属する職務の級が五級又は四級 であつたもの 二 旧給料表適用者でその属する職務の級が三級であつた もの(三級に在級していた期間が百二十月を超える者に 限る。)

第八号区分	一 旧給料表適用者でその属する職務の級が三級であつた もの(第七号区分に掲げる者を除く。) 二 旧給料表適用者でその属する職務の級が二級又は一級 であつたもの
-------	--

二 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における現業職員の区分

第五号区分	平成十八年四月一日以後適用されている給料表の適用を受け ていた者(以下「新給料表適用者」という。)でその属 する職務の級が六級であつたもの(車両長の職にあつた期 間に限る。)
第六号区分	一 新給料表適用者でその属する職務の級が六級であつた もの(第五号区分に掲げる者を除く。) 二 新給料表適用者でその属する職務の級が五級であつた もの
第七号区分	一 新給料表適用者でその属する職務の級が四級であつた もの 二 新給料表適用者でその属する職務の級が三級であつた もの(三級に在級していた期間が百二十月を超える者に 限る。)
第八号区分	一 新給料表適用者でその属する職務の級が三級であつた もの(第七号区分に掲げる者を除く。) 二 新給料表適用者でその属する職務の級が二級又は一級 であつたもの

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700	312,600
	2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600	314,700
	3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500	316,800
	4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400	318,900
	5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300	320,900
	6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200	323,000
	7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100	325,100
	8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000	327,200
	9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700	329,100
	10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500	331,200
	11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300	333,300
	12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100	335,400
	13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700	337,300
	14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400	339,300
	15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100	341,300
	16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800	343,300
	17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400	345,200
	18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100	347,100
	19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800	349,000
	20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500	350,900
	21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000	352,800
	22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500	354,400
	23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,800	356,000
	24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500	357,600
	25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100	359,300
	26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600	360,500
	27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100	361,700
	28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600	362,900
	29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200	363,900
	30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500	365,000
	31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800	366,100
	32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100	367,200
	33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400	368,100
	34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700	368,800
	35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000	369,500
	36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300	370,200
	37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600	370,800
	38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900	371,500
	39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200	372,200
	40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500	372,900
	41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700	373,400
	42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900	374,100
	43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100	374,800
	44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300	375,500

	45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400	376,000
	46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500	376,700
	47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600	377,400
	48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700	378,100
	49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900	378,600
	50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900	379,300
	51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900	380,000
	52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900	380,700
	53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900	381,200
	54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800	381,800
	55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700	382,400
	56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600	383,000
	57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500	383,700
	58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400	384,300
	59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300	384,900
	60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200	385,500
再任 用職 員以 外の 職員	61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100	386,200
	62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000	386,800
	63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900	387,400
	64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800	388,000
	65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500	388,700
	66	200,300	251,200	281,900	314,100	367,100	389,300
	67	201,200	252,000	282,800	314,700	367,700	389,900
	68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300	390,500
	69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800	391,200
	70	203,700	254,200	285,400	316,500		
	71	204,400	254,800	286,200	317,000		
	72	205,100	255,400	287,000	317,500		
73	205,900	255,900	287,900	317,800			
74	206,700	256,400	288,700	318,300			
75	207,500	256,900	289,500	318,800			
76	208,300	257,400	290,300	319,300			
77	208,900	258,000	291,100	319,600			
78	209,600	258,500	291,700	320,000			
79	210,300	259,000	292,300	320,400			
80	211,000	259,500	292,900	320,800			
81	211,700	259,900	293,400	321,300			
82	212,400	260,200	294,000	321,700			
83	213,100	260,500	294,600	322,100			
84	213,800	260,800	295,200	322,500			
85	214,500	261,200	295,700	322,900			
86	215,200	261,600	296,300	323,300			
87	215,900	262,000	296,900	323,700			
88	216,600	262,400	297,500	324,100			
89	217,200	262,600	297,900	324,400			
90	217,800	263,000	298,400	324,800			
91	218,400	263,400	298,900	325,200			
92	219,000	263,800	299,400	325,600			

93	219,500	264,200	299,900	325,900		
94	220,000	264,600	300,400	326,300		
95	220,500	265,000	300,900	326,700		
96	221,000	265,400	301,400	327,100		
97	221,600	265,600	301,800	327,400		
98	222,100	265,900	302,300	327,800		
99	222,600	266,200	302,800	328,200		
100	223,100	266,500	303,300	328,600		
101	223,700	266,900	303,700	328,900		
102	224,300	267,200	304,100			
103	224,900	267,500	304,500			
104	225,500	267,800	304,900			
105	225,900	268,100	305,300			
106	226,400	268,400	305,700			
107	226,900	268,700	306,100			
108	227,400	269,000	306,500			
109	227,800	269,300	306,900			
110	228,300	269,600	307,300			
111	228,800	269,900	307,700			
112	229,300	270,200	308,100			
113	229,800	270,500	308,400			
114	230,300	270,800	308,800			
115	230,800	271,100	309,200			
116	231,300	271,400	309,600			
117	231,700	271,700	309,900			
118	232,100	272,000	310,300			
119	232,500	272,300	310,700			
120	232,900	272,600	311,100			
121	233,300	272,800	311,400			
122		273,100	311,800			
123		273,400	312,200			
124		273,700	312,600			
125		273,800	312,800			
126		274,100	313,200			
127		274,400	313,600			
128		274,700	314,000			
129		274,800	314,200			
130		275,100	314,600			
131		275,400	315,000			
132		275,700	315,400			
133		275,800	315,600			
134		276,100				
135		276,400				
136		276,700				
137		276,800				
再任用職員	192,700	204,200	226,400	247,700	279,700	312,600

別表第二中「別表第二(第二条)や「別表第2(第2条)に改め、三級の項を削り、「4級」や「3級」を「5級」や「4級」を「6級」や「5級」を「7級」や「6級」に改める。

別表第三中「別表第三(第三条)や「別表第3(第3条)を

1	級	2

0		5

級	3	級	4	級	5	級	6	級
5	3	3	3	3	5			

8		11		14		19		

1	級	2	級	3
-----			5	
0		5		8

に改める。

級	4	級	5	級
3	6	2		

14		16		

別表第四中「別表第四(第四条)や「別表第4(第4条)を「1級6号給」や「1級17号給」に改める。
別表第五を次のように改める。

別表第5 (第6条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	2
15	1	1	1	1	3
16	1	1	1	1	4
17	1	1	1	1	5
18	1	2	1	2	6
19	1	3	1	3	7
20	1	4	1	4	8
21	1	5	1	5	9
22	1	6	1	6	10
23	1	7	1	7	11
24	1	8	1	8	12
25	1	9	1	9	13
26	1	10	1	10	14
27	1	11	1	11	15
28	1	12	1	12	16
29	1	13	1	13	17
30	1	14	1	13	18
31	1	15	1	14	19
32	1	16	1	14	20
33	1	17	1	15	21
34	1	18	1	15	22
35	1	19	1	16	23
36	1	20	1	16	24
37	1	21	1	17	25
38	1	22	2	17	25
39	1	23	3	18	26
40	1	24	4	18	26
41	1	25	5	19	27
42	2	26	6	19	27
43	3	27	7	20	28
44	4	28	8	20	28
45	5	29	9	21	29
46	6	30	10	22	30
47	7	31	11	23	31
48	8	32	12	24	32
49	9	33	13	25	33
50	10	34	14	25	34
51	11	35	15	26	35

52	12	36	16	26	36
53	13	37	17	27	37
54	14	38	18	27	38
55	15	39	19	28	39
56	16	40	20	28	40
57	17	41	21	29	41
58	18	41	22	29	42
59	19	42	23	30	43
60	20	42	24	30	44
61	21	43	25	31	45
62	22	43	26	31	46
63	23	44	27	32	47
64	24	44	28	32	48
65	25	45	29	33	49
66	26	46	30	33	50
67	27	47	31	33	51
68	28	48	32	34	52
69	29	49	33	34	53
70	30	49	34	34	
71	31	49	35	35	
72	32	50	36	35	
73	33	50	37	35	
74	34	50	38	36	
75	35	51	39	36	
76	36	51	40	36	
77	37	51	41	37	
78	37	52	42	37	
79	38	52	43	37	
80	38	52	44	37	
81	39	53	45	38	
82	39	53	46	38	
83	40	53	47	38	
84	40	54	48	38	
85	41	54	49	39	
86	41	54	50	39	
87	42	55	51	39	
88	42	55	52	39	
89	43	55	53	40	
90	43	56	53	40	
91	44	56	54	40	
92	44	56	54	40	
93	45	57	55	41	
94	45	57	55	41	
95	45	57	56	41	
96	46	58	56	42	
97	46	58	57	42	
98	46	58	57	42	
99	47	59	58	43	
100	47	59	58	43	
101	47	59	59	43	
102	48	60	59		
103	48	60	60		
104	48	60	60		
105	49	61	61		
106	49	61	61		
107	50	61	62		
108	50	61	62		
109	51	62	63		
110	51	62	63		

111	52	62	64		
112	52	62	64		
113	53	63	65		
114	53	63	65		
115	53	63	66		
116	54	63	66		
117	54	64	67		
118	54	64	67		
119	55	64	68		
120	55	64	68		
121	55	65	69		
122		65	69		
123		65	70		
124		65	70		
125		66	71		
126		66	71		
127		66	72		
128		66	72		
129		67	73		
130		67	73		
131		67	74		
132		67	74		
133		68	75		
134		68			
135		68			
136		68			
137		69			

別表第六中「別表第六(第八条)」を「別表第六(第8条)」とし、
 別表第七中「別表第七(第八条)」を「別表第七(第8条)」とし、「2号給5,409円、3号給5,575円、4号給5,746円」を「1号給5,409円、2号給5,449円、3号給5,490円、4号給5,530円、5号給5,575円、6号給5,620円、7号給5,665円、8号給5,710円、9号給5,746円、10号給5,791円、11号給5,836円、12号給5,881円」にし、「8,000円」を「8,400円」にし、「8,600円」を「8,700円」にし、「9,100円」を「9,600円」に改め、七級の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が三級から七級までのいずれかであった現業職員の施行日における職務の級は、旧級に対応する次の表の新級欄に定める職務の級とする。

旧 級	新 級
3 級	3 級
4 級	4 級
5 級	5 級
6 級	6 級
7 級	6 級

(号給の切替え)

3 施行日の前日において給料表の適用を受けていた現業職員(次項に規定する現業職員を除く。)の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(知事が別に定める現業職員にあつては、知事が別に定める期間。附則別表第一において「経過期間」という。)に応じて附則別表第一に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額額の切替え)

4 施行日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた現業職員の新号給は、次の各号に掲げる当該現業職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」とい

- う。)が旧級に応じた附則別表第二の旧給料月額欄に掲げられている現業職員旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(知事が別に定める現業職員にあつては、知事が別に定める期間。同表において「経過期間」という。)に応じて同表に定める号給
- 二 旧級が三級である現業職員のうち旧給料月額が旧級に応じた附則別表第二の旧給料月額欄に掲げられていない者 知事が別に定める号給
- 三 前二号に掲げる現業職員以外の現業職員 その者の施行日における職務の級における最高の号給
- (施行日前の異動者の号給の調整)
- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した現業職員及び知事が別に定めるこれに準ずる現業職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(現業職員が受けていた号給等の基礎)
- 6 附則第二項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する現業職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この訓令による改正前の単純労務の職員の給与に関する規程(第十項において「改正前の訓令」という。)の規定に従つて定められたものでなければならない。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 7 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける現業職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(知事が別に定める現業職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた現業職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される現業職員との権衡上必要がある認められるときは、当該現業職員には、知事が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前二項の規定による給料を支給される現業職員に関する単純労務の職員の給与に関する規程第八條第二項の規定の適用については、同項中「その額が給料月額」とあるのは「その額が給料月額と単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十八年秋田県訓令第八号)附則第七項又は第八項の規定による給料の額との合計額」と、「給料月額」とあるのは、「当該合計額」とする。
(ダム管理・建設業務手当に関する経過措置)
- 10 施行日の前日において地域振興局のダム管理事務所に勤務する現業職員であつて施行日以後引き続き当該公署に勤務して河川法(昭和三十九年法律第六十七号)

第三條第二項に規定する河川管理施設であるダムの維持管理の補助業務に従事するもの(知事が別に定める現業職員に限る。)については、改正前の訓令第九條第二項の規定は、平成二十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。この場合において、同項の表ダム管理・建設業務手当の項中「一、六〇〇円」とあるのは、「八、七〇〇円(平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間にあつては、五、八〇〇円)」とする。

附則別表第1 (附則第3項関係)

旧号俸	経過期間	旧級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3月未満		1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1	2
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1	3
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1	4
	12月以上	17	17	13	25	5	1	5
6	3月未満	17	17	13	25	5	1	5
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2	6
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3	7
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4	8
	12月以上	21	21	17	29	9	5	9
7	3月未満	21	21	17	29	9	5	9
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6	10
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7	11
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8	12
	12月以上	25	25	21	33	13	9	13
8	3月未満	25	25	21	33	13	9	13
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10	14
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11	15
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12	16
	12月以上	29	29	25	37	17	13	17
9	3月未満	29	29	25	37	17	13	17
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14	18
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15	19
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16	20
	12月以上	33	33	29	41	21	17	21
10	3月未満	33	33	29	41	21	17	21
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18	22
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19	23
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20	24
	12月以上	37	37	33	45	25	21	25
11	3月未満	37	37	33	45	25	21	25
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22	26
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23	27
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24	28
	12月以上	41	41	37	49	29	25	29
12	3月未満	41	41	37	49	29	25	29
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26	30
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27	31
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28	32
	12月以上	45	45	41	53	33	29	33

13	3月未満	45	45	41	53	33	29	33
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30	34
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31	35
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32	36
	12月以上	49	49	45	57	37	33	37
14	3月未満	49	49	45	57	37	33	37
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34	38
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35	39
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36	40
	12月以上	53	53	49	61	41	37	41
15	3月未満	53	53	49	61	41	37	41
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38	42
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39	43
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40	44
	12月以上	57	57	53	65	45	41	45
16	3月未満	57	57	53	65	45	41	45
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42	46
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43	47
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44	48
	12月以上	61	61	57	69	49	45	49
17	3月未満	61	61	57	69	49	45	49
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46	50
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47	51
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48	52
	12月以上	65	65	61	73	53	49	53
18	3月未満	65	65	61	73	53	49	53
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50	54
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51	55
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52	56
	12月以上	69	69	65	77	57	53	57
19	3月未満	69	69	65	77	57	53	57
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54	58
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55	59
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	55	60
	12月以上	73	73	67	81	61	57	61
20	3月未満	73	73	67	81	61	57	61
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58	62
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59	63
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60	64
	12月以上	77	77	69	85	65	61	65
21	3月未満	77	77	69	85	65	61	65
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62	66
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63	67
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64	68
	12月以上	81	81	73	89	69	65	69
22	3月未満	81	81	73	89	69	65	69
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66	69
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67	69
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68	69
	12月以上	85	85	75	93	73	69	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69	69
24	3月未満	89	89	77	97	77		
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78		
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79		
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80		
	12月以上	93	93	79	101	81		

25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

附則別表第2 (附則第4項関係)

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
2 級	278,600円	129	130	131	132	133
	280,100円	133	134	135	136	137
3 級	308,600円	97	98	99	100	101
	310,400円	101	102	103	104	105
	312,200円	105	106	107	108	109
	314,000円	109	109	110	110	111
4 級	326,100円	129	130	131	132	133
5 級	350,300円	93	94	95	96	97
	352,500円	97	98	99	100	101

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄